HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	植民地期朝鮮における「迷信」の問題の研究［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	宮内, 彩希
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13711号
Issue Date	2019-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76330
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Saki_Miyauchi_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）　　氏名：宮内　彩希

学位論文題名
植民地期朝鮮における「迷信」の問題の研究

本論文の観点と方法　本論文は朝鮮の民間信仰が「迷信」として位置づけられ、変容していく過程を論じる。時期的には朝鮮で「迷信」概念が発生した 20 世紀初め頃の統監府時代から、植民地期の日中戦争前までを対象とする。

朝鮮の巫俗信仰を含めた民間信仰については、宗教学・民俗学的研究が主流で、歴史学ではあまり注目されてこなかった。また、日本の植民地をめぐって盛んに議論されている「近代」、「植民地近代」といった分析枠組みは、そのいずれにも包摂されることがなかった「日常的抵抗」の主体としての民衆の存在を置き去りにしてきた。

こうした研究状況に対して本論文は、「近代」という枠組みも考慮に入れつつ、新しい史料の発掘と読み込みによって、第一、「迷信」をめぐる朝鮮総督府・警察・朝鮮の言論と青年団体・民衆といった様々な主体の間の複雑な関係性を明らかにすること、第二、「迷信」として打破すべき対象とされていた巫俗信仰が、政治・学術・文化の観点から研究・記録されるものへと変容していく様子とその結果を明らかにすること、を目指す。

本論文の内容　序章では、日本の朝鮮支配についての評価が依然として白黒の二分法的な傾向にあることを指摘し、朝鮮の人々の日常の主体的な営みに注目する必要性と、本論文が生活史・民衆史としての性格を有することが述べられた。

第一章では、近代化を目指しはじめた開化期の朝鮮社会に「迷信」概念が形成される過程を追うとともに、日本統治期の 1910 年代の法規制と取締の過程を論じる。19 世紀末から、朝鮮の言論は巫俗業者に対し、経済面と医療面で社会的弊害をもたらす存在として批判した。その後、近代的な価値観と愛国啓蒙運動、植民地化の危機といった社会的背景のもと、自力的な民族発展を妨げる、打破すべき対象の一つとして「迷信」概念が定着した。本章では、その過程を跡づけるとともに、統監府時代の朝鮮の言論が、巫俗業者の取締にきわめて積極的だったことを指摘した。また、朝鮮総督府は「迷信」によって起こる社会的弊害のみを取締り、「迷信」への依存そのものについては朝鮮人の「愚昧さ」の現れとして共進会に展示するに止まったことを指摘した。その一方で、社会的弊害の根源と見なされた巫俗業者に対しては、厳しい取締を行っていた実態が明らかとなった。

第二章では、朝鮮総督府が「文化政治」に転換した 1920 年代の民間信仰への対応や政策について論じる。朝鮮総督府は、人々の内面の信仰については、権力が介入できない問題として「放任」の態度を取り、巫俗を「類似宗教」に分類して管理･統制する方策を取ったこと、そして、その代表的な例が日本人によって組織された祟神人組合であり、この組合によってムーダン（巫俗行為を行う女性）が管理統制される仕組みになっていたことを、警察関係などの史料発掘により明らかにした。また、巫俗団体の類似宗教化が、結果として、ムーダンに対する構造的な金銭搾取のシステムを作り出したことを指摘した。

第三章では、1920 年代に言論活動が許された朝鮮に台頭してきた「迷信打破」運動の展開と植民地権力との関係を論じる。「迷信打破」運動の主体である朝鮮の言論や青年団体が、朝鮮民族の発展、「近代化」をメルクマールとして活動したのに対して、朝鮮総督府は内面の信仰心に触れて民衆の不満を買うことがないようにしようとし、祟神人組合の設置を許可して事前申告制の祈祷行為に関しては容認する政策を取った。そのために、民族主義の言論を中心とする朝鮮の「迷信打破」の推進派が総督府や警察を批判し、徹底的に「迷信」を打破することを求め続けたこと、

また、警察も積極的だった「迷信犯罪」の取締に関連しては両者が親和的な関係にあったことを明らかにした。これにより、民族主義の言論が「統治」そのものを容認する奇妙な関係にあったことも明らかとなった。

第四章では、政策立案に先立って行われた「風俗調査」事業を、統監府・朝鮮総督府・中枢院などの機関別、時期別に分析する。法制度導入がまず必要だった統治初期には、警察を調査主体として、土地制度に関わる墓地風習、衛生行政と関わる民間療法とその担い手など、「迷信」として位置づけられる「風俗」に限定して調査が為された。墓地風習に関連しては、第一、調査者と政策立案者の間にずれがあり、調査者の提案した温和策が採用されず、従来の風習とは全く異なる共同墓地の火葬制度が導入されたこと、第二、警察や医療関係者から全般的な風俗習慣に関する調査研究の要請があったにもかかわらず、実際にはそういった全般的な調査はほとんど行われなかったこと、を指摘した。また、それが三・一独立万歳運動までの民衆の不満の重要な要因の一つになったことが認識され、文化政治期には、風俗習慣の「理解」に基づき、効率的で円滑な統治が目指されることになったことが明らかとなった。

第五章では、1930 年代に朝鮮総督府が行った農山漁村振興運動と心田開発運動における巫俗信仰に対する政策と実態について論じる。中枢院史料の分析により、総督府が「信仰心」の涵養のために神社参拝の導入手段として、巫俗信仰活用を積極的に考究し、中枢院の参議や宗教関係者も、そのための巫俗業者の指導・改善と、それに関わる機関の設置などについて具体的な提案を行っていたことを指摘した。他方、こうした巫俗信仰活用の模索とは裏腹に、その認識を共有しない警察は一貫して巫俗業者撲滅の方針を取っていたことも明らかとなった。最終的に、１９３６年、総督府が開始する心田開発運動において、巫俗信仰は「迷信」として排除の方針が決定し、巫俗信仰を活用することなく神社参拝が強要されることになった、と指摘した。

第六章では、１９３０年代の民間信仰に関わる、相反する２つの動き（「迷信打破」と研究対象としての位置づけ）について論じる。１９２０年代からの「迷信打破」運動が続く中、１９３２年、日本人と朝鮮人が共同で朝鮮民俗学会を設立し、民間信仰を研究対象として位置づけた。これに関連し、「信じるに足るものかどうか」という価値判断基準から「迷信」として排除の対象とされた民間信仰が、その信仰形態の歴史・機能などを学術的に研究・記述されることになり、ムーダンが伝統文化の保有者と見られるなど、民間信仰が新たな局面を迎えたことを指摘した。また、朝鮮民俗学界の日本人と朝鮮人の間に植民地的なヒエラルキーが存在し、その研究内容も総体として植民地主義と無関係でなかったことを指摘し、他方、その中で生成された民俗学資料から当時の民間信仰の実態を記述し、その資料の価値を浮き彫りにした。

終章では、今後の課題と展望が述べられた。特に、文字資料だけでは不十分な部分をオーラルヒストリーによって補う必要があることと、各種のトラブルによって起こされた裁判記録の調査が待たれることなど、重要な提起が為された。